総務課からのお知らせ

## 災害時要援護者の避難支援制度に登録しませんか？

### ～あなたは、災害の時、ひとりで避難できますか？～

地震や大雨などで災害が発生し、すぐにでも避難しなければならない状況になった時、あなたは自力または家族だけで避難することができますか？

村では、「災害が起こった時」迅速に自力で避難することが難しいと思われる方の避難の支援を行うことを目的に、前もってその細かな情報を登録しておき、災害発生時には避難の手助けなどを行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施しています。

**■　対象者（在宅の方に限ります）**

次の①から⑦のいずれかに当てはまり、対象となられる方で、自力では避難することが難しい方は、登録することができます。

①介護保険の要介護３以上の方　　②身体障害者手帳１級又は２級を持っている方
③療育手帳を持っている方　　④精神障害者保健福祉手帳１級を持っている方
⑤７５歳以上でひとり暮らしの方　　⑥７５歳以上のみの世帯の方
⑦その他小さいお子さんが多い世帯や、妊産婦の方で必要と認められる方

**■　具体的な支援内容**

①避難勧告・避難指示よりも、前段階で避難情報を伝えます。
②避難支援者として、近くに住む親戚や近所の方を登録していただき、避難の際にはその登録している方へ村から支援の要請をします。
③避難した後においても、避難所などでの処遇に必要な配慮をします。
④登録している情報のおかげで、迅速かつ細やかな対応が可能となります。
⑤登録と同時に個人情報の取扱いに同意していただきますので、関係団体と情報が共有され、迅速な安否確認などが行われます。

**■　登録方法**

次のいずれかで登録用紙を入手していただき、必要事項を記入後、役場総務課へ申請してください。

①役場総務課総務係（防災担当）に登録用紙を配置しています。
②下記の「申請・問合先」に電話等で連絡いただければ、登録用紙を郵送いたします。

**■　登録台帳の作成**

申請された情報をもとに、災害時要援護者台帳を作成します。この台帳は村で保管管理し、年１回更新を行います。

また、申請と同時に同意いただいた個人情報の取扱いにより、居住する自治区・自治会の他、民生委員協議会、消防署・消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センターに情報提供します。

**■　Ｑ＆Ａ**

Ｑ１：我が家は、夫婦２人きりの世帯です。夫は７５歳以上ですが、妻の私は７３歳で対象とならないのですが、災害が起きたら不安です。登録できますか。
　答：登録できます。個人差があり、年齢はあくまでも一つの目安と考えてください。
Ｑ２：身体障害者手帳を持っていますが、息子夫婦と同居で夜などは心配ありませんが、日中は、息子夫婦が仕事に出ている間は１人で避難するのが難しいのですが…。
　答：登録することをお勧めします。
Ｑ３：登録申請に避難支援をお願いする人が近所にいませんが、どうすれば良いでしょうか。
　答：村から自治会などを通じて支援者を依頼します。ただし、ご近所の方も同様に対象となっている場合や、気兼ねしてなかなか頼みづらい場合もあるかと思いますが、日頃から地域の方とのコミュニケーションを図り、共助の芽が育つようお願いします。

**○申請・問合先／総務課総務係（防災担当）　☎57－2111（内線216）**
**〒068-1192 新篠津村第47線北13番地**

住宅用火災警報器を設置しましょう！